



東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和2年11月17日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

秋田市の一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を発しました。

令和2年1月22日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後運送 株式会社 代表取締役 一戸 幸恵
(法人番号：4410001000680)
秋田市向浜1丁目5番16号

営業所：本社営業所
秋田市向浜1丁目5番16号

2. 行政処分等年月日 令和2年11月4日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和2年11月17日から令和2年12月16日(30日間)

(2) 事業用自動車の使用停止処分

令和2年12月17日から令和3年1月5日まで(3両×20日)

(3) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 事業の停止処分

①運行管理者の選任違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)

(2) 事業用自動車の使用停止処分

①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

②運転者に対する指導監督違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

③運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(3) 文書警告

①点呼の記録違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

②運行管理者解任届出違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門

担当：大淵、中山

TEL：018-863-5813